

職員の給与 などの公表

(8) 特別職の報酬などの状況 (12年1月1日現在)

区 分	報酬および 給料月額など	期 末 手 当 支 給 割 合
市 長	885,000 円	6月期 1.45月分
助 役	745,000 円	12月期 1.60月分
収入役	690,000 円	3月期 0.55月分 計 3.60月分
教育長	690,000 円	
議 長	470,000 円	6月期 1.65月分
副議長	430,000 円	12月期 1.95月分 計 3.60月分
議 員	400,000 円	



(9) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在) (単位:人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		H11	H12		
一般行政部門	議 会	7	6	△ 1	事務改善
	総務	75	71	△ 4	企画、監査、選管などの事務の統廃合
	税務	27	30	3	国保税の移管
	民生	174	172	△ 2	年金、保育士の減
	衛生	31	31		
	労働	1	1		
	農林水産	24	24		
	商工土木	5	5		
特別部門	小 計	378	374	△ 4	
	教 育	69	68	△ 1	調理師の臨時・パート化による減
	消 防	60	60		
	小 計	129	128	△ 1	
普通会計 計		507	502	△ 5	
公営企業等	水 道	14	14		
	下 水	14	13	△ 1	農業集落排水事業の事務改善
	そ の 他	9	7	△ 2	国保税事務の税務課への移管
	小 計	37	34	△ 3	
合 計		544	536	△ 8	



(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

(10) 定員適正化計画の数値目標 および進ちょく状況など

① 定員適正化目標

介護保険、国体推進、地域保健法の改正、OA化の推進など人数の増となったが、民生部門の抑制を図るとともに、他の部門においても事務改善および機構・組織の改革に取り組めます。

② 定員適正化手法の概要

民間委託など……保育所の民間委託をはじめ、委託化できるものについては委託化を図ります。

機構・組織改革……行政需要に対応した機構・組織改革を図ります。

③ 定員適正化計画の年次別進ちょく状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

	区 分	7 年 計画前年	8 年 1 年目	9 年 2 年目	10 年 3 年目	11 年 4 年目	12 年 5 年目	8~12年 計	(参考) 数値目標
一般行政	減 員		6	7	10	4	16	43	
	増 員		1	9	12	5	12	39	
	差 引		△ 5	2	2	1	△ 4	△ 4	△ 6(△1.6%)
	職員数	378	373	375	377	378	374	374	372

(注) 1 計画は8年から12年の5年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示します。

※お問い合わせは、総務課職員係 (☎ 8 8 0 - 6 5 5 1) まで

女性問題

南国市では、1998（平成10）年、総務課人権啓発係に女性問題推進員を配置しました。それ以来、「男女共同参画社会づくり」に向けて、※「男女均等条例の制定」、「女性ネットワークの会の結成」「模擬女性議会」、「いきいき女性塾」、市職員対象の「女性問題研修会」、「男女共同参画情報誌の発行」などの取り組みを進めてきています。

今回は、その中の「いきいき女性塾」の取り組みを紹介します。

男女共同参画社会の「参画」とは、単なる「参加」と異なり、企画段階からすべてに、男女が平等・対等に関わることを言います。そのためには、女性自身の資質も問われます。

そこで、人権尊重の意識を身につけ、能力を生かして自分らしい生き方で社会に参画し貢献できるように女性人材育成の場として、この「いきいき女性塾」に取り組んできました。

今年度で第3回となりましたが、第1回から「ずっと住みたい街なんこく」をテーマとして、「女性問題や法律についての基礎的な学習」「まちづくり提言ワークショップ」「自己表現力アップ」「町並み視察」などの学習を



してきました。

現在では、修了生が延べ70名になりました。その中には、女性初の選挙管理委員として活躍している方や、環境問題を考える市民グループを発足させ、地域で積極的な実践活動をしている方もいます。また、よりよい南国市をつくるために市への積極的な提言を行っている方もいます。

南国市でも少しずつですが、女性が確実にパワーをつけ始めてきています。

※「南国市の行政機関の附属機関等における男女の登用の均等の促進に関する条例」

1998（平成10）年制定



介護保険

介護保険と訪問介護（ホームヘルプサービス）について

介護サービスは、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って行われます。ケアプラン作成の際に、どのようなサービスを希望するのか、その内容が介護保険の対象となるのか、などについてケアマネジャーとよく話し合いをして、十分納得した上でサービスを選択しましょう。

Q 訪問介護ってどんなサービスがありますか？

A ホームヘルパー（訪問介護員）が利用者の自宅を訪問して、食事や排泄、入浴など（身体介護）を行ったり、掃除や洗濯、食事の準備など（家事援助）を行うサービスです。

Q どんな時に家事援助は利用できるのですか？

A 介護保険で家事援助を利用できるのは、次のような場合です。

- ①利用者が1人暮らしの場合
- ②利用者の家族が障害や疾病などの場合
- ③利用者の家族などが障害や疾病でなくても同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合

*身体介護は、世帯や家族の状況にかかわらず、利用できます。

Q 家事援助の中身はどんなものですか？

A 介護保険で利用する家事援助とは、掃除・洗濯・調理などの日常生活のためのサービスです。

介護保険は、皆さんの保険料や公費によって成り立つものです。このため、原則として、次のようなサービスは介護保険の対象とはなりません。

- ①本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
- ②庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに差し支えないもの
- ③大掃除など、普段やらないような家事

※お問い合わせは、保健課高齢者介護保険係
(☎880-6556) まで